

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一</p> <p>一～四（略）</p> <p>十六 ミコナゾール。ただし、<u>膾カンジダ治療薬</u>に限る。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>別表第二</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 <u>烏苓通気散</u></p> <p>九～二十五（略）</p> <p>二十六 <u>加減涼膈散</u>（浅田）</p> <p>二十七 <u>加減涼膈散</u>（龔廷賢）</p> <p>二十八～四十（略）</p> <p>四十一 <u>栝楼薤白湯</u></p>	<p>別表第一</p> <p>一～四（略）</p> <p>十六 ミコナゾール。ただし、<u>膾剤</u>に限る。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>別表第二</p> <p>一～七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八～二十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五～三十七（略）</p> <p>（新設）</p>

四十二 栝楼薤白白酒湯
四十三～四十六 (略)
四十七 甘草附子湯
四十八～八十五 (略)
八十六 外台四物湯加味
八十七～百二 (略)
百三 柴葛解肌湯
百四 柴葛湯加川芎辛夷
百五 (略)
百六 柴梗半夏湯
百七 (略)
百八 柴胡枳桔湯
百九～百三十 (略)
百三十一 梔子豉湯
百三十二 梔子柏皮湯
百三十三～百六十二 (略)
百六十三 秦艽羌活湯
百六十四 (略)
百六十五 神仙太乙膏
百六十六～百七十九 (略)
百八十 洗肝明目湯

(新設)
三十八～四十一 (略)
(新設)
四十二～七十九 (略)
(新設)
八十～九十五 (略)
(新設)
九十六 (略)
(新設)
九十七 (略)
(新設)
九十八～百十九 (略)
(新設)
百二十～百四十九 (略)
百五十 秦艽羌活湯
百五十一 (略)
(新設)
百五十二～百六十五 (略)
(新設)

百八十一～百八十三 (略)
百八十四 喘四君子湯
百八十五～百八十九 (略)
百九十 大黃附子湯
百九十一～百九十五 (略)
百九十六 大防風湯
百九十七～二百三十七 (略)
二百三十八 八味疝氣方
二百三十九 (略)
二百四十 半夏散及湯
二百四十一・二百四十二 (略)
二百四十三 白朮附子湯
二百四十四～二百五十一 (略)
二百五十二 茯苓杏仁甘草湯
二百五十三・二百五十四 (略)
二百五十五 附子粳米湯
二百五十六 (略)
二百五十七 扶脾生脈散
二百五十八～二百六十五 (略)
二百六十六 補陽還五湯
二百六十七 奔豚湯 (金匱要略)

百六十六～百六十八 (略)
(新設)
百六十九～百七十三 (略)
(新設)
百七十四～百七十八 (略)
(新設)
百七十九～二百十九 (略)
(新設)
二百二十 (略)
(新設)
二百二十一・二百二十二 (略)
(新設)
二百二十三～二百三十 (略)
(新設)
二百三十一・二百三十二 (略)
(新設)
二百三十三 (略)
(新設)
二百三十四～二百四十一 (略)
(新設)
(新設)
(新設)

二百六十八 奔豚湯 (肘後方)

二百六十九～二百七十五 (略)

二百七十六 木防已湯

二百七十七・二百七十八 (略)

二百七十九 薏苡附子敗醬散

二百八十～二百八十五 (略)

二百八十六 苓甘姜味辛夏仁湯

二百八十七～二百八十九 (略)

二百九十 苓桂味甘湯

二百九十一～二百九十四 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一～三十一 (略)

三十二 エメダスチン

三十三～二百十四 (略)

二百十六 ミコナゾール。ただし、膾カンジダ治療薬を除く。

二百十七～二百五十二 (略)

(新設)

二百四十二～二百四十八 (略)

(新設)

二百四十九・二百五十 (略)

(新設)

二百五十一～二百五十六 (略)

(新設)

二百五十七～二百五十九 (略)

(新設)

二百六十～二百六十三 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一～三十一 (略)

(新設)

三十二～二百十四 (略)

二百十五 ミコナゾール。ただし、膾剤を除く。

二百十六～二百五十一 (略)